

はじめに

当地区は、慶長15年（1610）の名古屋城築城とほぼ同時期に開削された堀川の舟運を利用する商人とともに発展したまちです。昭和61年より、名古屋市町並み保存要綱に基づき、「四間道町並み保存地区」に指定し、地域住民と行政が協力しながら、歴史的景観の保全に取り組んでいます。

さらに、景観法*1に基づく名古屋市景観計画*2において、特に良好な景観の形成をすすめる地区として「四間道都市景観形成地区」に位置付け、平成31年4月より、基本方針や景観形成基準に基づき良好な景観形成を誘導します。

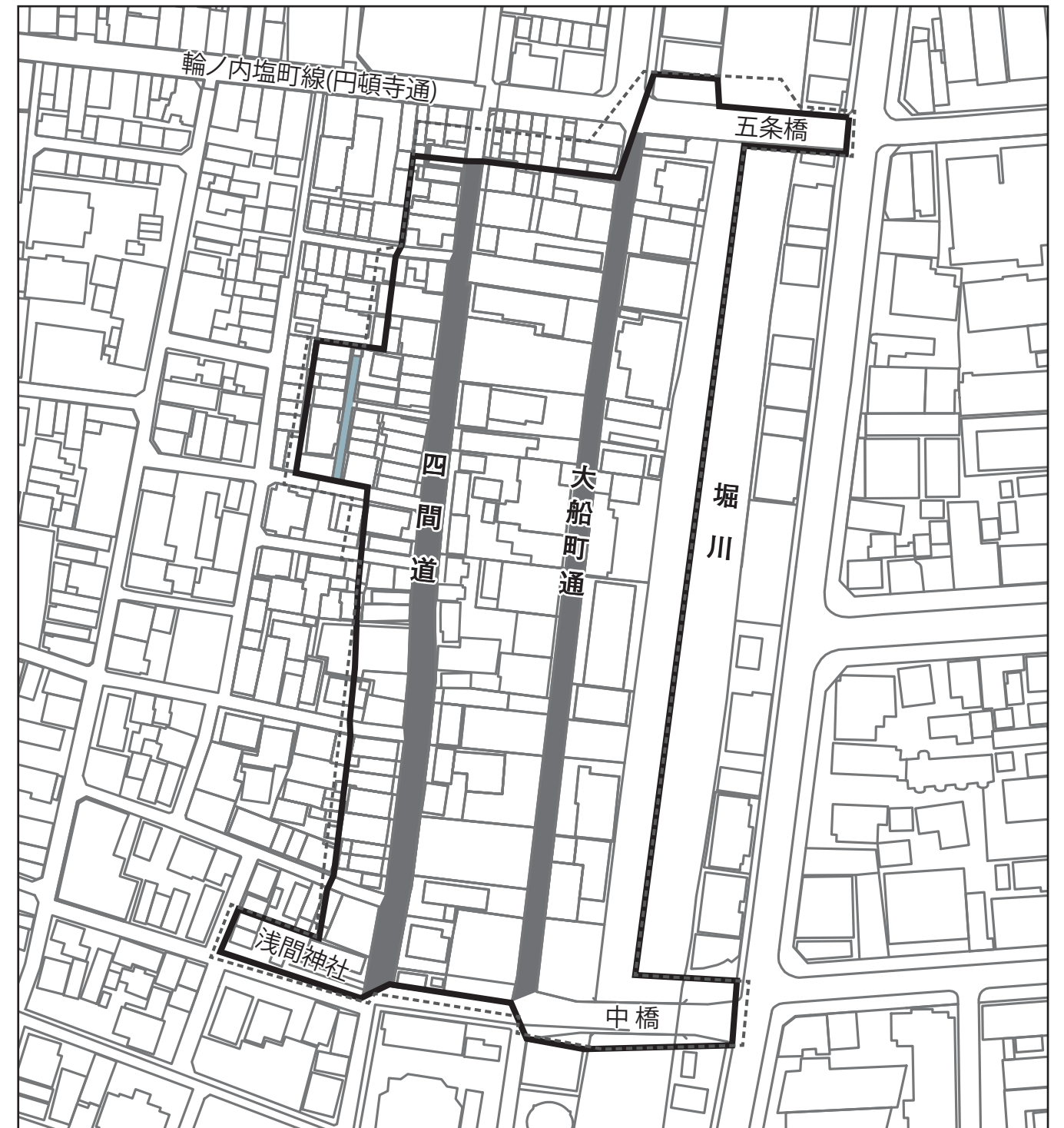
*1：平成16年6月制定

*2：平成19年3月策定

基本方針

清須越により堀川端に形成された商人町の面影を残す土蔵群、下町情緒を残す町家などの歴史資源と住環境が調和のとれた街並みとして、次世代に継承できる快適で魅力ある都市空間とする。

- 四間道都市景観形成地区内で、建築物、工作物、広告物の新築や変更などを計画する場合には、景観形成基準を守っていただくとともに、事前に届出又は許可申請が必要です。
- このパンフレットは、四間道地区のまちづくりにご理解をいただき、皆様のご協力をいただくために作成したものです。



四間道都市景観形成地区区域 面積：約 2.6ha

五条橋、中橋、浅間神社及び那古野一丁目のうち、輪ノ内塩町線(円頓寺通)の沿道奥行き(南側)15m、四間道沿道奥行き(西側)15m、その他道路沿道奥行き(西側)10mに囲まれた区域

■ 主要道路 ■ その他の道路

----- 四間道町並み保存地区

N 0 50 100m

広告物

26

白抜き例

番号が白抜きとなっている事項は、屋外広告物条例に基づく規格となります。これに適合しない屋外広告物は許可されません。それ以外の事項については誘導基準となっています。屋外広告物を掲出する場合は、ここで記述されていない全市的な規格がありますので、屋外広告物条例を確認してください。

基本事項

24

広告物は、地区のイメージを高めるような質の高い落ち着いたデザインとする。

屋外広告物は都市景観を形成する重要な要素です。四間道地区は、歴史的な落ち着いた雰囲気の街並みです。個々の広告物のデザインを優れたものにするだけでなく、周辺の街並みや建築物と、デザインや色彩、材質などが調和するよう努めてください。

25

広告物は、自家用広告物とする。

ただし、公共性の高いもので、街並みに調和するよう景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。

自家用広告物とは、建築物の名称や、建築物に入居しているテナントの名称、社名、およびそれらが取り扱っている商品を表示するものを指します。

自家用以外の広告物は、屋上広告、壁面広告、突出広告、地上広告などの種類を問わず制限されます。

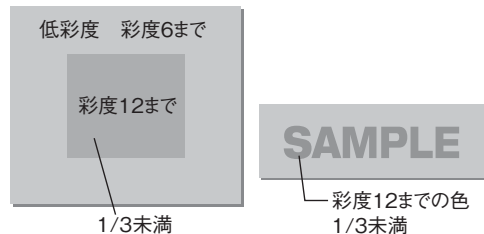
色彩

26

彩度12を超える色は使用しない。

27

彩度6を超える色は、表示面積の1/3以上又は地色には使用しない。



地色とは、文字や図柄以外の部分で、主に背景となる色をいいます。

照明など

28

点滅する広告物、輝度に変化する広告物又は音響を伴う広告物は設置しない。

ただし、周辺環境への十分な配慮を行うもので、公共性の高いものや景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。

電光表示装置

29

電光表示装置を使用する広告物は設置しない。

ただし、1つの表示面の表示面積が0.5㎡以下で、周辺環境への十分な配慮を行うものであって、公共性が高いものや景観上デザインが優れているものと市長が特に認めたものについては、この限りでない。

屋上広告

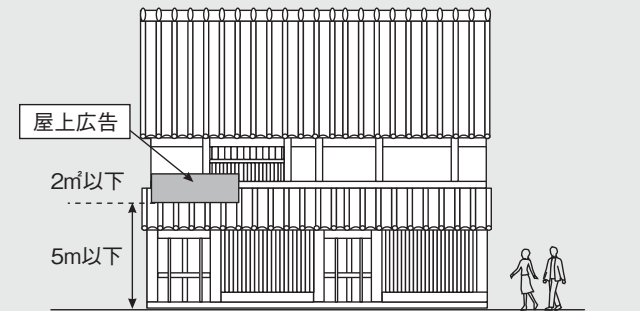
30

屋上広告は設置しない。

ただし、1つの表示面の表示面積が2㎡以下で、下端の高さが5m以下のもの、かつ、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。

電光表示装置とは、電光ニュースその他の電光表示および映像（レーザー光線による場合を含む。）により建築物又は工作物の壁面に直接表示される広告物をいいます。

屋上広告とは、建築物の屋上に設置する広告塔および広告板のことをいいます。



横型のデザインを推奨します。また、骨組み、支柱などの構造体は目立たないように配慮してください。

広告物

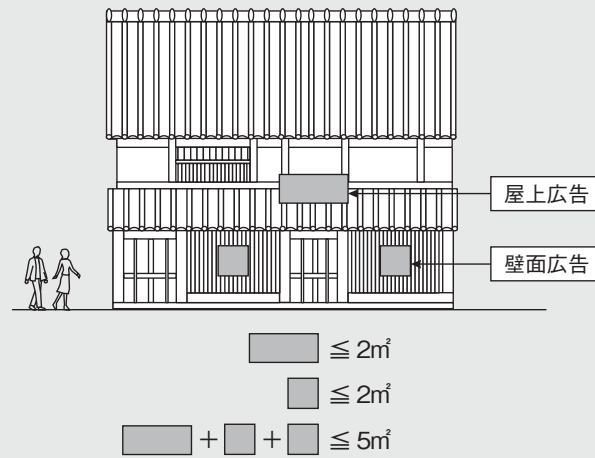
壁面広告

31 1つの表示面の表示面積は2㎡以下とする。

数量

32 屋上広告及び壁面広告の表示面積の合計は、一壁面につき5㎡以下とする。
(各広告物の表示面積は鉛直投影で計算する。)

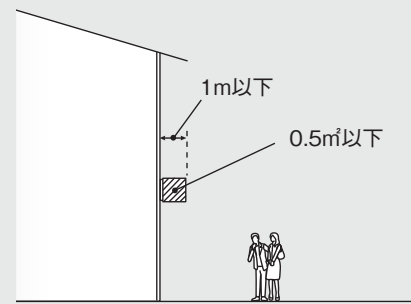
壁面広告とは、建築物または工作物の壁面を利用して設置される広告物をいい、懸垂幕なども含まれます。



壁面面積とは、壁面の鉛直投影面積のことをいい、その算定にあたっては、壁部分だけでなく、窓、開口部も含まれます。

突出広告とは、建築物または工作物の側面に突出する広告物をいいます。

突出幅とは、取り付ける壁面からの出幅をいいます。突出幅をおさえることによって、圧迫感を減らします。



突出広告

33 主要道路上空に突き出さない。

34 突出幅は、建築物の壁面から1m以下とする。

35 主要道路に面して設置する場合は、1つの表示面積は0.5㎡以下とする。

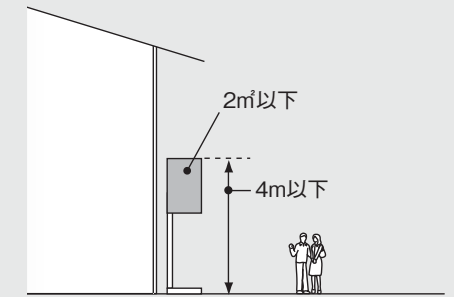
地上広告

36 地上からの高さは、4m以下とし、1つの側面の表示面積の合計は2㎡以下とする。

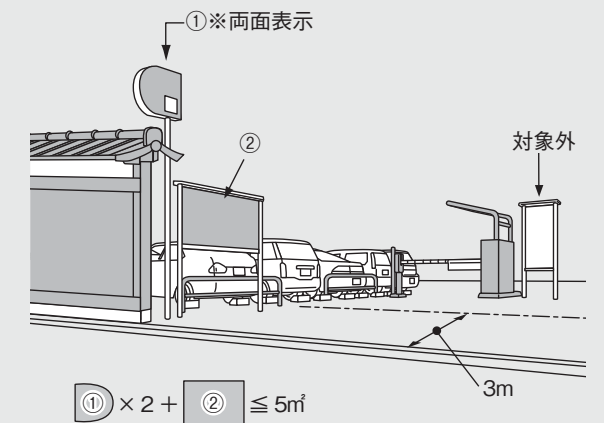
37 道路境界線から3m以内の区域に設置する地上広告の表示面積の合計は5㎡以下とする。

38 主要道路上空に突き出さない。

地上広告とは、地上に設置する広告塔、広告板のことをいいます。地上広告は周辺の街並みや建築物と調和したデザインとしてください。



コインパーキングなど、道路に面した部分の広告の掲出量は最小限とし、周辺の街並みとの調和に努めてください。





都市景観形成地区の内外にまたがる場合の基準の適用

建築物

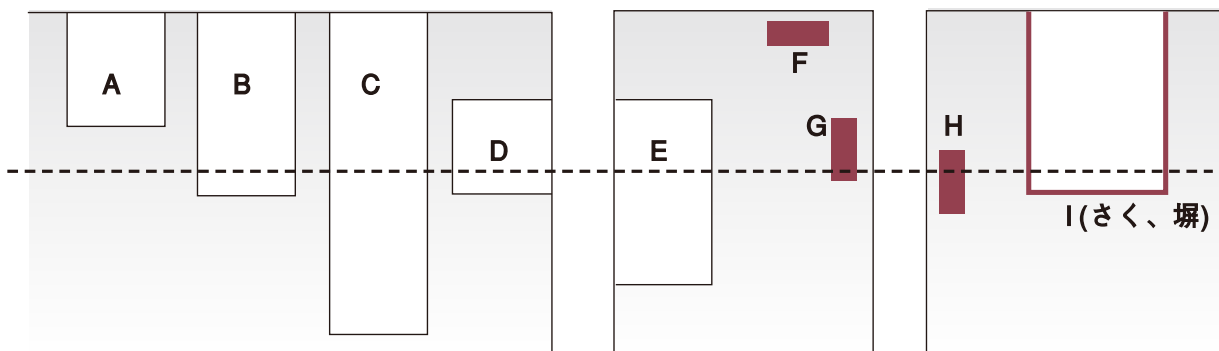
- ・敷地が主要道路または区画道路に面しているもの
- ・敷地の過半が地区内にあるもの

A、B、C、Dの場合 … 基準を適用します。
Eの場合 …… 基準を適用しません。

工作物

- ・主要道路または区画道路に面しているもの
- ・地区内に設置するもの

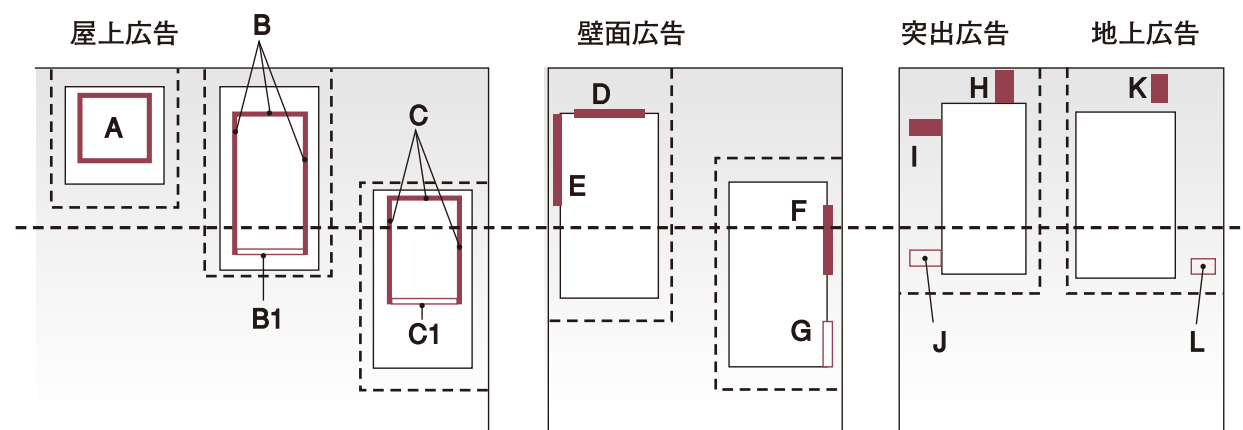
F、G、H、Iの場合 …… 基準を適用します。



広告物

- ・地区外に設置するものは基準を適用しません
(ただし、屋外広告物の許可申請は必要となります。)

A、B、C、D、E、F、H、I、K …… 基準を適用します。
B1、C1、G、J、L …… 基準を適用しません。



町並み保存事業の届出について

2ページに示す「四間道町並み保存地区」内で、建築物等の新築、増改築、除却等を行う場合には、名古屋市町並み保存要綱に定められている届出をお願いします。